

令和5年 工業中毒等災害発生状況

愛知労働局 労働基準部

No.	発生月	業種	被害	疾病名	災害の概要	原因物質等
1	4月	その他の建設業	休業1名	一酸化炭素中毒	建築物の改修工事現場において、屋内でエンジン式の研磨機を用いて床面の磨き作業を行っていたところ、作業員1名が一酸化炭素中毒となったもの。	一酸化炭素
2	6月	橋梁建設工事業	休業2名	一酸化炭素中毒	鋼製の橋脚内に設けられた排水管の補修等を行う工事現場において、内燃式の発電機を橋脚内に持ち込んで作業を行っていたところ、作業員2名が一酸化炭素中毒となったもの。	一酸化炭素
3	9月	鉄道・軌道業	休業1名	一酸化炭素中毒	貨物用機関車の検査時に、運転室内に設置された継電器盤の配線被覆（塩化ビニル製）から出火し、室内に充満した煙を吸い込んだ作業員1名が一酸化炭素中毒となったもの。	一酸化炭素

※「休業」は、1日以上の上の休業を伴う災害で、他の統計値に使用する休業4日以上とは基準が異なる。